

公布された規則のあらまし

県税事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第 25 号）

- 1 佐賀県税事務所の滞納整理特別対策室を廃止することとした。（第 2 条関係）
- 2 佐賀県税事務所にあつては、課税課に代えて課税第一課及び課税第二課を置くこととした。（第 2 条関係）
- 3 課税課及び納税課の分掌事務の一部を改めることとした。（第 3 条関係）
- 4 課税第一課に次に掲げる事務を分掌させることとした。（第 3 条関係）
 - (1) 法人の県民税、事業税、不動産取得税、鉦区税、固定資産税及び核燃料税並びにこれらに係る過少申告加算金等（以下「法人県民税等」という。）の賦課等に関する事。
 - (2) 法人県民税等に係る犯則取締に関する事。
 - (3) 法人県民税等の賦課等に係る争訟に関する事。
- 5 課税第二課に次に掲げる事務を分掌させることとした。（第 3 条関係）
 - (1) 県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、狩猟税及び産業廃棄物税並びにこれらに係る過少申告加算金等（以下「県たばこ税等」という。）の賦課等に関する事。
 - (2) 県たばこ税等に係る犯則取締に関する事。
 - (3) 県たばこ税等の賦課等に係る争訟に関する事。
 - (4) 免税軽油使用者証及び免税証の交付に関する事。
 - (5) 県税の課税標準等に係る調査及び検査に関する事。
- 6 その他所要の改正を行うこととした。
- 7 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県立虹の松原学園組織規則の一部を改正する規則（規則第 26 号）

- 1 佐賀県立虹の松原学園に副園長を置くことができることとした。（第 2 条関係）
- 2 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第 27 号）

- 1 杵藤農林事務所の地盤沈下対策課を廃止し、農地整備課を置くこととした。（第 3 条関係）
- 2 各農林事務所の総務課、林務課及び農村環境課並びに佐賀中部農林事務所の水利課及び農地整備第一課の分掌事務の一部を改め、杵藤農林事務所の農地整備課の分掌事務を定めることとした。（第 4 条関係）
- 3 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県農業大学校管理規則の一部を改正する規則（規則第 28 号）

- 1 佐賀県農業大学校に准教授を置くこととした。（第 6 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則（規則第 29 号）

1 佐賀土木事務所の用地第三課を廃止することとした。（第 3 条関係）

2 管理課（伊万里土木事務所に限る。）及び建築課に、佐賀県福祉のまちづくり条例に関する事（適合証の交付に関する事務（建築物に係るものに限る。））を分掌させることとした。（第 4 条関係）

3 1 に伴い、佐賀土木事務所の用地第二課の分掌事務の一部を改めることとした。（第 4 条関係）

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。